

宮崎県三股町「地域おこし協力隊」募集要項

三股町は、宮崎県南西部に位置し、本県第二の都市である都城市に接しています。面積は110km²であり、東西18km、南北12.7kmのハート型の地形で町の約70%は鰐塚山系に囲まれた平均標高250mの台地から形成されています。

本町は、比較的安価な土地の割に都城市や宮崎市とのアクセスがいいことなどから、平野部においては居住環境が充実しており、全国の自治体の中でも人口が増加傾向にある珍しいまちの一つです。

また、子どもの医療費助成や放課後児童クラブの充実など、子育て支援も手厚く、年少人口比率も県内で連続1位を記録するなど、若い世代が多いまちでもあります。

しかしながら、将来の人口ビジョン（人口の推移を予測した指標）によると、今後緩やかに人口減少が進むことが予測されており、人口減少による地域コミュニティの維持・存続が危ぶまれています。

そこで、首都圏などでさまざまな経験・活躍をされている皆様のお力を借りながら、三股らしい地域おこしを進めていきたいと思っております。

1 募集する隊員の業種及び募集人数

『新たな視点』と『自由な発想』で、地域の活性化に取り組んでいただきたいという思いから、Mission（ミッション）提案型として以下の業種を2名募集します。

(1) ふるさと納税に関する活動（1名）

（活動計画/ロードマップ）

(2) 観光・農畜産物に関する活動（1名）

【1年目/共通ミッション】

- | | |
|----------------------|------------------------|
| ・ 町の特産品及び観光スポットを知る。 | ・ 町の特産品及び観光スポットを知る。 |
| ・ ふるさと納税関連サイト等への情報発信 | ・ インスタ、Facebook等への情報発信 |
| ・ 特産品PRイベント等への参加及び支援 | ・ 特産品PRイベント等への参加及び支援 |

【2年目】

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| ・ 1年目のミッションを継続して実施 | ・ 1年目のミッションを継続して実施 |
| ・ 町内事業者（返礼品提供事業者）の取材、PR | ・ 食（農畜産物）、歴史、文化等の観光資源 |
| ・ 返礼品に関連する事業者及び特産品の開拓 | の掘り起こし |

【3年目】

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| ・ 1年目、2年目のミッションを継続して実施 | ・ 1年目、2年目のミッションを継続して実施 |
| ・ 既存特産品の改良、ブラッシュアップ支援 | ・ 掘り起こした観光資源にスポットを当てる。 |
| ・ 事業者間をつなぐコラボ商品の提案、開発支援 | ・ 事業者間をつなぐマッチング商品開発の支援 |

2 応募資格 次の条件をすべて満たす方とします。

(1) 年齢：20歳以上（令和6年4月1日現在）概ね40歳未満

- (2) 3大都市圏(※1)及び政令指定都市(※2)に在住の方で、生活の拠点を三股町に移すとともに、三股町に住民票を異動することができる方
- (3) 心身ともに健康で地域住民の皆さんとコミュニケーションがとれるとともに、地域おこし活動に意欲と情熱があり積極的に活動できる方
- (4) 普通自動車運転免許を取得している方
- (5) パソコンの一般的な操作ができる方
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。

- ・ 3大都市圏(※1)とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県をいう。
- ・ 政令指定都市(※2)とは、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市をいう。
- ・ ただし、上記地域のうち、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の各法により指定された地域以外に住んでいることが条件となる。

4 活動場所 宮崎県三股町

5 活動時間

- (1) 原則月21日勤務(週5日以内)。基本的に土・日・祝日は休日とします。
ただし、職種によって、週休日の勤務があります。
- (2) 活動時間は、8時30分から17時までとします。
なお、12時15分から13時までの45分間の休憩時間を含みます。
- (3) 時間外勤務(週休日の勤務を含む)は休日振替対応とします。

6 任用形態・期間

- (1) 三股町会計年度任用職員として三股町長が任命します。
- (2) 活動期間は、令和6年4月1日から1年間とします。(4月1日以後に委嘱した場合は委嘱した月から1年間)。1年ごとの更新とし、最長3年まで延長可能です。
- (3) 報酬(予定)

1年目	月額	181,258円
2年目以降	月額	189,870円
- (4) 期末手当(6月、12月)/予定

1年目	288,653円
2年目以降	465,181円
- (5) 通勤手当

2km 以上～5km 未満 2,000円

5km 以上～10km 未満 4,200円

(6) 家賃/予定

※予算の範囲内で全額補助いたします。

(7) 年次休暇及び夏季休暇

年次休暇 10日/年間

夏季休暇 5日/7月～9月の期間

(8) その他

社会保険、雇用保険、公務災害あり、また、活動に必要なパソコンや隊員専用の公用車等があります。なお、地域おこし協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任期中であってもその職を解くことができるものとします。注) 私生活では使用できません。

※引越しにかかる費用は自己負担とします。

7 応募手続き

(1) 応募期間 随時(応募状況により、締め切る場合があります。)

(2) 提出書類 応募用紙に必要事項を記載の上、**住民票の写し**と**運転免許証の写し**を添付して三股町役場企画商工課企画政策係まで郵送若しくは持参して下さい。

※応募用紙等はお返ししません。

8 選考方法 書類及び面接による選考を行います。

(1) 第1次選考

書類選考のうえ、結果を応募者全員に文書で通知します。

※応募用紙の記載内容で書類選考を行いますので、できるだけ詳しく記載してください。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に面接による審査を行います。詳細は、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。面接の日程は第1次選考合格者に後日連絡します。

※選考結果(最終)は、第2次選考受験者全員に文書で通知します。

9 応募・問い合わせ先

〒889-1995 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1

三股町役場企画商工課企画政策係 担当：高山 秀栄

電話：0986-52-1114 FAX：0986-52-9762

E-mail：kikaku-k@town.mimata.lg.jp